

学校いじめ防止等基本方針・全体構想

・「いじめ防止対策推進法」
(平成25年6月28日施行)
・国、県、市町村による「いじめ防止基本方針」

＜いじめ防止等に関する基本的な方針＞

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた生徒の基本的人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では「いじめは重大な人権侵害であり、いかなるもの（形態）であっても許されない。」という立場に立ち、全教育活動を通して全職員が一丸となって、いじめの未然防止、早期発見、発生時の適切な対処に努めるとともに、いじめを認識しながらこれを放置することのないよう対策を行う。

（学校及び職員の責務）

いじめがなく、全ての生徒が安心して学習その他の活動に伸び伸び取り組むことができるよう、保護者等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に努める。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、更にその再発防止に努める。

いじめが起こらないようにするため

（いじめの定義）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する中学校に在籍している等生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

いじめの未然防止のための取組

- ① いじめ防止等に向けた取組の年間計画等の作成と見直しをする。
 - ・学校いじめ防止等年間計画の作成と年度末における見直し
 - ・教師用のチェックリストの作成と活用
- ② 道徳教育及びいのちを大切にするキャンペーン等を充実させる。
 - ・全教育活動を通して、道徳教育の推進
 - ・生徒会活動等、生徒の自発的な活動の展開
 - ・豊かな人間関係づくり実践プログラムの推進
 - ・自然体験や宿泊体験、職場体験等の推進
 - ・人権教育等の推進
 - ・読書活動の推進
 - ・教育相談アンケートの実施
- ③ インターネットを通じて行われるいじめへの対策を推進する。
 - ・情報モラル教育
 - ・情報教育やサイバー犯罪防止教室等による未然防止の推進
 - ・プロバイダ責任制限法による誹謗中傷等の削除要求、発信者情報の開示請求等の周知
- ④ 教職員研修を推進する。
 - ・職員会議でのいじめ防止等の共通理解
 - ・いじめの防止等に関する事例研修の実施
 - ・生徒指導の機能を重視した「分かる授業」の展開
 - ・モラールアップ研修の実施
 - ・感染症に伴う研修の実施
- ⑤ 家庭や地域住民等への啓発活動を推進する。
 - ・いじめ防止対策推進法の家庭・地域への周知
 - ・リーフレット「学校・家庭・地域が一体となったストップいじめ」「今こそ『いじめゼロ』を目指して」、「インターネットに潜む危険性について」（文書）の配付
 - ・「いじめゼロ宣言」の家庭・地域への周知
 - ・道徳の授業公開
 - ・自殺予防の啓発資料配付

いじめが認められた場合

いじめの早期発見のための措置

- ① いじめ調査等
 - ・生徒対象いじめアンケート（2か月に1回）
 - ・保護者対象いじめアンケート（年1回12月）
 - ・定期的な教育相談の実施（年2回／6月、11月）
- ② いじめ相談体制
 - ・スクールカウンセラーの活用（毎週木曜日来校）
 - ・相談箱の設置（保健室前）
 - ・相談窓口の設置

家庭や地域住民等から学校へのいじめ等の情報の連絡先／電話番号 72-3031
担当：教頭、教育相談主任、生徒指導主任
養護教諭

不登校・いじめ相談窓口
<神崎町教育委員会対応>
電話番号 72-1601

- ③ 教師の観察等→アンテナを高く
 - ・日常観察、生活記録ノートの記述、学級日誌、教科担任との連絡、班長会など

・通常は生徒指導部が主としていじめ防止、早期発見の取組を推進する。
・いじめが認められた際は、「いじめ対策委員会」（管理職、生徒指導主任、教育相談主任、当該生徒の学年主任、担任、SC、SSW、警察等）を組織し、対応する。

いじめに対する対処

① い じ め の 認 知	② 初期対応	③二次対応	③長期対応	☆重大事態発生時の対処
				→
	<ul style="list-style-type: none">・いじめの事実確認と調査・初期対応の方針の決定・被害生徒とその保護者への方針説明・教育委員会への報告と連携・初期支援と指導	<ul style="list-style-type: none">・情報整理→具体的な指導、支援体制の確立→全職員での共通理解、共通実践・保護者への報告と支援、助言（直接会って、複数で）・関係生徒の心のケアを全職員で組織的に行う。	<ul style="list-style-type: none">・関係生徒の心のケアを全職員で行う。・再発防止に向けた支援、指導を継続的に行う。（被害生徒及び保護者、加害生徒及び保護者、学級学年の生徒）	<ul style="list-style-type: none">・被害生徒の安全確保・いじめの実態把握と調査・教育委員会への報告・関係諸機関との連携（児童相談所、警察署等）・教育委員会と連携しての対応と措置（対策組織の設置を含む）・当該保護者への説明（必要に応じて保護者会開催）